

# 個人情報の共同利用に関する管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 個人情報の共同利用に関する管理規程(以下「本規程」という)は、公益財団法人MR認定センター(以下「センター」という)及びMR認定要綱(以下「要綱」という)第2条第8項で定める認定企業が、要綱及びMR認定要綱細則(以下「細則」という)を適正に運用するために必要な個人データを共同で利用するにあたり、センター個人情報取扱規程(以下「取扱規程」という。)第4条第4項に関して、具体的な遵守すべき事項を定め、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という)を遵守するとともに共同利用する個人データの保護と適正な利用を目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において「役職員等」とは、役員、顧問、職員、契約職員及び派遣職員をいう。

- 2 本規程において「MRの資質」とは、要綱第2条第6項に定めるものをいう。
- 3 本規程において「MRO」とは、細則第1条第1項に定めるシステムのことをいう。
- 4 本規程において「MRポータル」とは、細則第1条第2項に定めるもので、MRポータルに関する情報はMROのサーバーに保存されている。
- 5 本規程において「総括教育研修責任者」(以下「総括責任者」という。)とは、要綱第10条第1項で登録が義務付けられ、細則第8条第1項第1号に定める者をいう。
- 6 本規程において「教育研修推進者」(以下「推進者」という。)とは、要綱第10条第1項で登録が義務付けられ、細則第8条第1項第2号に定める者をいう。
- 7 本規程において「実務者」とは、要綱第10条第1項で登録が義務付けられ、細則第8条第1項第3号に定める者をいう。

### (共同利用者の範囲)

第3条 センターは、本規程に同意した認定企業を、個人データの共同利用者と定める。

### (規程の対象者)

第4条 本規程の対象範囲を次の各号に定める。

- (1)センター及び前条に定める共同利用者
- (2)個人情報管理責任者及び個人情報取扱者は退職や異動により担当から離れても共同利用により知り得た個人情報について、第15条第5項に従うものとする
- (3)細則第16条に定める教育研修システムの辞退又は細則第18条第1項に定める教育研修システムの認定を取り消された認定企業は、共同利用により知り得た個人情報について、第15条第6項に従うものとする

### (共同利用するデータの範囲)

第5条 共同利用する個人データは、MRO に登録され、センターコードが付番されている個人情報のうち、利用停止の請求がないものとする。

(個人データの項目)

第6条 共同利用する個人データの項目は、次の各号に示す。

- (1)氏名、フリガナ
- (2)生年月日
- (3)試験の合格回
- (4)センターコード
- (5)登録番号
- (6)MR 認定の有効期限
- (7)修了認定を受けた直近 11 年度分の教育研修の履歴
- (8)復職プログラム登録状況
- (9)基礎教育学習・認定プログラムの利用状況
- (10)更新時救済プログラムの利用状況
- (11)各種申請及び申込みの状況
- (12)MR 基礎試験合格の有効期限
- (13)登録日
- (14) 2020 年度まで実施されていた補完教育の履修履歴のうち、当該年度を基準として 10 年前の年度以降のもの

(個人データの利用目的)

第7条 前条で定めた個人データは要綱及び細則に基づき制度を運用し、個人の資質を適正に認定するため、教育と資質認定の管理を目的とし、その目的の達成に必要な範囲で取り扱うものとする。

- (1)導入プログラム、継続プログラムの修了認定の申請、登録、認定
- (2)復職プログラムの修了登録
- (3)修了認定を受けた教育研修の年度の確認、管理
- (4)MR 基礎試験の申込み、合格回及び合格年月の確認
- (5)認定更新申請、新規認定申請、再交付申請、認定切替申請の状況の確認
- (6)MR ポータルに備わるコンテンツの利用状況の確認
- (7)自社所属者の登録と自社所属から外れた者の解除
- (8)各種申請及び申込みの支払状況の確認
- (9)個人データの正確性を確保するための修正などの作業

(個人情報の取得と利用)

第8条 個人情報は MR ポータルを通じて、適法かつ適切な手段で取得し、MRO で管理する。

- 2 個人データの利用及び保管は MRO 介して行うものとする。
- 3 個人データは、個人情報取扱者が第7条で定められた目的の範囲内において、MRO を操作することにより利用するものとする。

## 第2章 個人データの管理基準

### (共同利用に係る管理体制)

第9条 本規程に則った個人データの共同利用にあたり、全体の管理及び監督責任に関する任は、センターにおける個人情報管理責任者である事務局長をもって充てる。

- 2 センターは、共同利用に係る管理体制を細則第2条第1項各号に定める者により構成する。
- 3 センターにおける個人データの取り扱いは、個人情報管理責任者である事務局長が任命した個人情報取扱者に限定する。
- 4 認定企業は、共同利用に係る管理体制を細則第2条第2項各号に定める者により構成する。
- 5 認定企業は、細則第2条第2項第2号に定める個人情報取扱者を置き、それ以外の者が個人データを取り扱うことを禁止する。

### (個人データの安全確保)

第10条 共同利用者が安全に個人データを利用できるよう、講じる安全確保措置を次の各号に定める。

- (1)個人情報取扱者以外がMROを操作することを禁止する
- (2)MROの操作者が遵守すべき事項は、「MRO 操作者運用規程」にて定める
- (3)MROは、個人データへの不正アクセス等による個人情報の破壊、改ざん及び漏えい等を防止するためにファイヤーウォールなどの対策を講じる
- (4)インターネット上の情報通信はSSL 暗号化を使用し、セキュリティ対策を講じる
- (5)MROは、ID及びパスワード等の認証手段によりアクセス制御及びアクセスログの取得を行うとともに、センターにおける利用については、あらかじめ許可されたIPアドレスからの利用のみを認めるものとする
- (6)MROを介さずに認定企業間及びセンターと認定企業との間で個人情報の受け渡しが必要な場合は、個人情報の漏えいを防ぐために必要な措置を施さなければならない

### (利用範囲の制限)

第11条 共同利用者が利用できる個人データの範囲は、次の各号のとおり定める。

- (1)センターは、センターコードを有するすべての個人データを利用できるものとする
- (2)認定企業は、当該認定企業に現に在籍する個人及び元在籍者の在籍当時の個人データのみを利用できるものとする。なお、共同利用する個人データのうち、該当企業が独自で保有し、取り扱う情報については本規程の範囲外とする

### (個人データの利用期間)

第12条 個人データは継続的な資質認定の管理のため、必要な期間にわたり保管、管理するが、次の場合は速やかに利用停止する。

- (1)本人から書面で利用停止の申し出があった場合
- (2)MR ポータルを利用しない期間が連続して10年を超えた場合

(第三者への提供)

第13条 認定企業は、法第27条第1項各号に定められた場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供してはならない。

(委託)

第14条 認定企業は、原則として共同利用における個人利用の取扱いの全部または一部を、他に委託してはならない。

(共同利用者の責務)

第15条 センターは、法令、本規程その他センターが定める規程を遵守し、個人データを適正に取り扱わなければならない。

- 2 センターは、認定企業に対して、本規程を遵守しているかの確認を定期的に行わなければならない。
- 3 認定企業は、本規程、法令及び当該企業の定める個人情報管理規程等を遵守し、個人データを適正に取り扱わなければならない。
- 4 センター及び認定企業は、個人データの取扱いに際し、十分に確認するなど正確性の確保に努めなければならない。
- 5 共同利用により知り得た個人情報及びこれに関連する一切の情報について、退職や異動により担当から離れても第三者へ漏えいし、又は不正に利用してはならない。
- 6 教育研修システムの辞退又は教育研修システムの認定を取り消された認定企業は、共同利用により知り得た個人情報及びこれに関連する一切の情報について、第三者に漏えいし、又は不正に利用してはならない。

(漏えい等の事故への対応)

第16条 認定企業は、個人データについて、漏えい、窃取及び毀損等の事件または事故(以下「漏えい等の事故」という)が発生した場合、速やかにセンターに通知しなければならない。

- 2 前項の場合、センター及び認定企業は、対応について協議するものとする。
- 3 認定企業は、その責めに帰すべき事由により、漏えい等の事故が生じた場合、センターの被った損害を賠償しなければならない。
- 4 認定企業は、その責めに帰すべき事由により、個人情報の主体に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(共同利用の終了)

第17条 認定企業が、教育研修システムの辞退又は教育研修システムの認定を取り消されたとき、共同利用は終了する。

(規程の改廃)

第 18 条 本規程は、法令の改正やその他必要が生じた場合には、見直し改廃する。

附 則

(規程の施行日)

本規程の施行日を令和 3 年 8 月 1 日とする。

本規程は 2026 年 4 月 20 日より施行する。

(移行措置)

2011 年 4 月 1 日付センター発第 2 号で通知している、「公益財団法人 MR 認定センター個人情報保護に関する指針および同規程」の改定として位置付け、令和 3 年 8 月 1 日に施行した規程の再改定にあたり、移行措置を次のとおりと定める。

- (1)代理で登録するため、個人情報の提供を受ける際に得たこれまでの本人の同意書は今後も有効とし、引き続き認定企業は保管すること
- (2)認定企業は、従前の規程を遵守する旨の同意を様式 A-6、様式 A-7 を使用し提出したが、この同意書は引き続き有効とする

(お問い合わせ連絡先)

本規程に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください。

公益財団法人MR認定センター

東京都中央区日本橋本町三丁目 3 番 4 号日本橋本町ビル 9 階

お問い合わせフォーム:<https://www.mre.or.jp/contact/form/>